

軽自動車税のお知らせ

軽自動車税は、その年の4月1日時点の所有者に課される税金です。4月2日以後に廃車や名義変更の手続きをしても、その年度の税額を全額納めていただくことになります。廃棄や譲渡などで、すでに車両をお持ちでない場合は、早めに廃車手続きをしてください。

税務課市民税係 ☎ 25 1134

軽自動車税率表

○原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪

車種区分		税率
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下	2,000 円
	総排気量 50cc 超～ 90cc 以下	2,000 円
	総排気量 90cc 超～ 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円
	その他	4,700 円
二輪の軽自動車（軽二輪）	総排気量 125cc 超～ 250cc 以下	3,600 円
二輪の小型自動車	総排気量 250cc 超	6,000 円



○軽三輪、軽四輪

車種区分	平成 27 年 3 月 31 日以前に新規登録された車両（旧税率）	平成 27 年 4 月 1 日以後に新規登録した車両（標準税率）	平成 29 年 4 月以降に新規登録した車両（平成 30 年度のみ適用）				新規登録から 13 年を経過した車両	
			グリーン化特例なし	グリーン化特例①	グリーン化特例②	グリーン化特例③		
三輪のもの	3,100 円	3,900 円		1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,600 円	
四輪	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円	12,900 円
以上	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円	6,000 円

※グリーン化特例が適用される軽自動車は、平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までに新規検査を受けた三輪および四輪自動車（新車に限る）です。

グリーン化特例①	電気自動車・天然ガス軽自動車		
グリーン化特例②	乗用	平成 32 年度燃費基準 +30%達成車	ガソリン車・ハイブリット車で、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車(★★★) または平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限る。
	貨物用	平成 27 年度燃費基準 +35%達成車	
グリーン化特例③	乗用	平成 32 年度燃費基準 +10%達成車	
	貨物用	平成 27 年度燃費基準 +15%達成車	

軽自動車税の減免申請について



身体障がい者のかたなどの軽自動車税の減免申請を次のとおり受け付けます。

受付場所 税務課窓口または各連絡所

受付期限 5月31日(木)

必要書類 運転免許証、障害者手帳、平成 30 年度軽自動車税納税通知書、印鑑、個人番号の確認できる資料など（郵送の場合は確認資料の写しを同封してください）

代理人による申請の場合には、①委任状、②代理人の運転免許証など、③申請者のマイナンバーカードまたは通知カードの写しが必要です。

なお、4月に軽自動車税減免現況報告書を提出したかたで、納税通知書に減免の案内が同封されていないかたは、申請の必要はありません。

※身体障がい者などのかた一人につき、普通自動車か軽自動車のいずれか1台の減税を受けることができます。くわしくは、税務課市民税係へ問い合わせてください。